

令和9年度（2027年度）就職予定の方

高知県は企業と一緒に あなたの奨学金の返還を 支援します！

登録
無料

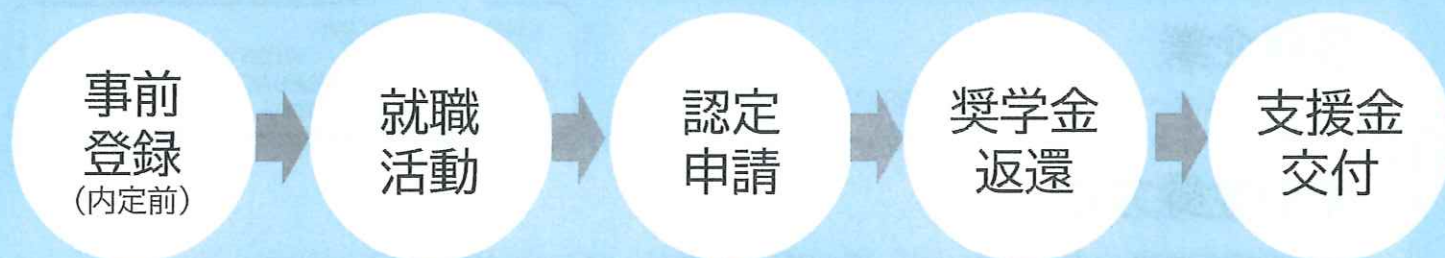
◆対象者

卒業後に返還が必要となる奨学金の貸与を在学中に受けている
令和8年度（2026年度）時点で

- ・ **大学等卒業年度の学生**
- ・ **高知県外在住の既卒者で、35歳以下の方**

のうち、県から登録を受けた企業に正規雇用で就職すること、
就職後6年間、県内に居住・勤務すること
を希望している方

◆支援の流れ



◆募集期間

～令和8年9月30日(水) ※予算の上限に達した場合、募集を締め切る場合があります。

【お問い合わせ先】

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県 産業振興推進部 産業政策課
TEL : 088-823-9692
MAIL : 120801@ken.pref.kochi.lg.jp



詳細な内容は裏面へ

制度概要

本制度は、奨学金返還を行う従業員に対し、企業と県が協働で支援する制度です。
まず、採用内定前に、学生等及び企業等にそれぞれ県に登録いただきます。
登録した学生等が登録企業に就職して支援対象者として認定を受けた後、
毎年度の奨学金返還額の一部を、翌年度に支援金として県から支援対象者に支給します。

支援内容

支援対象者が支払った前年度（4月～翌年3月）の奨学金返還実績額の3分の2
又は次の表に定める年間支援限度額のいずれか低い方の額を支援額として、県が支援金を
支給します。

※居住地の市町村によっては、上乗せで支援が受けられる場合があります。

詳細は、県ホームページで順次公開します。

支援期間：最大6年間

学校種別	年間支援限度額	6年間の支援総額の上限
大学院・6年制大学	30万円	180万円
4年制大学	20万円	120万円
短大・高等専門学校 専修学校(専門課程) ※2年の場合	10万円	60万円

対象となる奨学金

大学等の修学のために貸与を受けた本人による返還が必要な次の奨学金とします。

- ・日本学生支援機構第1種奨学金(無利子)又は第2種奨学金(有利子)
- ・土佐育英協会又は県内市町村が貸し付ける奨学金
- ・日本学生支援機構ホームページ掲載の奨学金事業実施団体による貸与型奨学金
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金)、生活福祉資金(教育支援資金)
- ・その他知事が認める貸与型奨学金

登録企業

県のホームページにて、登録があり次第公開します。

※対象外の奨学金の要件

- ・卒業後の医師等としての従事や地域での就業・定住等を要件とした返還免除の規定を有する奨学金
- ・保護者が借り入れた教育ローン

事前登録方法

募集要領を確認いただいた上で、県の電子申請サービスより申請してください。

〈登録はこちら〉

＜必要書類＞

- ①令和8年度時点で大学等の卒業年度の学生
- ・奨学金貸与証明書又はこれに準ずるものの写し
 - ・学生証またはこれに準ずるものの写し



- ②既卒者で、事前登録申請時点で県外に居住している、令和9年3月31日時点で35歳以下の方
- ・奨学金貸与証明書又はこれに準ずるものの写し
 - ・卒業証明書又はこれに準ずるものの写し
 - ・本人確認書類の写し